

[権利論篇]

感染症対策と個人情報の保護

栗田昌裕

1 はじめに

本稿では、感染症対策と個人情報の保護との関係を検討する。感染症対策については、公衆衛生の向上及び増進を図ることを究極的な目的として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）が制定され¹⁾、同法に基づいて感染症に関する情報の収集及び公表が行われている。また、個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が個人情報の適正な取扱いについて規律するほか、プライバシー侵害は民法に基づく損害賠償や差止めの対象となる。しかし、感染症法は個人情報の保護のための具体的な規定を有さず、個人情報保護法等は感染症対策を想定していない。そのため、感染症対策にあたっては、両者の要請をどのように調整するかが問題となる²⁾。以下では、この視点から、新型コロナウイルス感染症対策として個人情報の取扱いが問題となった事例を取り上げて分析を加える。なお、本稿では、検討の対象を感染症法、個人情報保護法及び民法に限定する。

2 個人情報保護法

(1) 個人情報保護法の概要

令和3年改正個人情報保護法は、官民一元化を

実現し、個人情報の定義を統一した。ただし、後述のように、その規律においては、個人情報取扱事業者と行政機関等を区別している。同法上、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいい（2条1項各号）、「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう（2条3項）。感染症との関係では、陽性者（患者又は無症状病原体保有者）又は疑似症患者であることは「病歴」（2条3項）又は「診療……が行われたこと」（施行令2条3号）として要配慮個人情報にあたるが³⁾、濃厚接触者（感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者）であることは、原則として要配慮個人情報にはあたらない⁴⁾。

個人情報取扱事業者には、個人情報の適正な取得（20条1項）、利用目的の特定（17条1項）、利用目的による制限（18条）及び不適正な利用の禁止（19条）、「個人データ」（16条3項）の第三者提供の制限（27条）などの義務が課されている。このうち、要配慮個人情報の取得、個人情報の目的外利用及び個人データの第三者提供にはあらかじめ本人の同意を得る必要があるが、例外として、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要

1) 厚生労働省健康局結核感染症課『詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔四訂版〕』（中央法規、2016年）（以下「詳解」という。）35頁以下。

2) 宍戸常寿「新型コロナウイルス感染症と立憲主義」笠木映里ほか編『新型コロナウイルスと法学』（日本評論社、2022年）155頁参照（初出2021年）。

3) 「疑似症」（感染症法施行規則6条2項）の判断は医師の診療を前提としているため、要配慮個人情報にあたると思われる。反対、新保史生「パンデミックとプライバシー・個人情報の保護（前編：個人情報保護編）」情報法制研究8号（2020年）54頁。

4) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月〔令和4年9月一部改正〕）（以下「GL」という。）12頁以下参照。